⑶　（生命保険相互会社及びその子会社等）
［表略］
⑷　（損害保険相互会社及びその子会社等）
［表略］
（記載上の注意）
１　［略］
２　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
⑴　［略］
⑵　次に掲げる会計方針に関する事項
［①～⑥　略］
［削る。］
⑦～⑬　［略］
⑶　［略］
⑷　金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項
⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。当中間連結会計期間の直前の連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。）
⑹　［略］
⑺　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）
①　会計方針に関する情報
②　リース特有の取引に関する情報
③　当該中間連結会計期間及び当該中間連結会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報
保険会社及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、保険会社及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。
ファイナンス・リースの借手である保険会社及びその子会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第４項の規定に従い記載すること。
⑻～⑱　［略］
［３～５　略］
６　「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。
７　［略］
［３～６　略］
第３　［略］

⑶　（生命保険相互会社及びその子会社等）
［同左］
⑷　（損害保険相互会社及びその子会社等）
［同左］
（記載上の注意）
１　［同左］
２　［同左］
⑴　［同左］
⑵　［同左］
［①～⑥　同左］
⑦　リース取引の処理方法
⑧～⑭　［同左］
⑶　［同左］
⑷　金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項
⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、当中間連結会計期間の直前の連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。）
⑹　［同左］
［加える。］
⑺～⑰　［同左］
［３～５　同左］
６　「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載する。
７　［同左］
［３～６　同左］
第３　［同左］